

## 木城町小規模企業者経営支援「新規起業補助金」について

1. 補助対象 新規起業のための開業・開店等に係る以下の経費。(ただし、他の助成措置があるものは、その助成金額を除いた金額)
  - ・製造機器、工作機器、調理機器、冷凍冷蔵機器、電気・電子機器、建設機械、建設車輛等の導入に係るもの。
  - ・土地、空店舗、住宅等の購入費及び改修に係るもの。
  - ・備品（1万円以上のもの）。
  - ・審査会において、対象経費と認めたもの。
2. 補助率 事業開始のために必要な経費（税抜）の1/2以内 限度額300万円  
※補助金の交付までには、数ヶ月を要しますのでご了承ください。
3. 補助対象条件
  - ①新たに町内において小規模企業者として事業を開始すること。
  - ②申込時に納期が到来している町の公租公課を完納していること。
  - ③経営の内容及び資金の使途が明確であること。
  - ④手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。
  - ⑤事業者の構成員が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
  - ⑥風俗営業でないこと。
  - ⑦創業後、木城町商工会に加入し、青色申告を行うこと。
4. その他
  - ①この補助金は、1事業者1回限りとなります。
  - ②創業後、1年以内に申請してください。
  - ③商工業経営を廃止、町税等を滞納、偽りその他の不正行為により補助金の交付を受けたとき、この補助金の交付決定から5年以内に木城町商工会を脱会したとき等は、補助金の一部または全部を返還していただくこととなります。  
また、廃業した場合は整備した設備等の耐用年数に応じて補助金の一部を返還していただくこととなります。
5. 審査会 木城町小規模企業者経営支援審査会において内容を審査します。  
この審査会の承認を得なければ、補助金の交付を受けることはできません。また、審査会の承認以前に購入したものは補助の対象となりません。  
なお、審査会当日は出席していただくこととなります。

申込日	審査会開催予定月
4月末日まで	6～7月
7月末日まで	9～10月
10月末日まで	12～1月

6. 必要書類等
- ①木城町小規模企業者経営支援措置申請書（様式第1号）
  - ②事業計画書
  - ③収支予算書
  - ④その他必要な書類
    - ・創業計画書　・見積書　・函面　・町税等の納税証明書
- ※創業後提出
- ・開業届の写
  - ・木城町商工会加入及び青色申告届出が確認できる書類

※書類の記載等につきましては、木城町商工会で相談を受付けます。

○希望者は事前にまちづくり推進課商工観光係（電話 32-4727）までご連絡ください。